無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年四月一日

一、墳墓等所在地　愛媛県松山市山西町四五〇番地

一、墳墓等の名称　山西墓地管理委員会の管理する墓地、岡田長エ門、横田源兵エ、竹内ハマ他二二基、清水萬蔵、地蔵三基、本覚身性信士、泰岳良進信士他一基、大西屋利エ門、大山家他一基、彦高家、横田龍蔵他四基、吉本六太郎他二基、今川ムラ他二基、吉川友吉、荒身自隆太姉、寺岡筆吉他一基、その他不明五

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　愛媛県松山市山西町六七二番二　山西墓地管理委員会　委員長　清水　和昌

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 23 年４月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｃ　①株式会社旅ツアー　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－944号　④株式会社旅ツアー　神奈川県横浜市南区宿町三丁目56番地２　代表取締役　李英善　⑤本社営業所　神奈川県横浜市南区宿町三丁目56番地２　⑥平成21年10月６日　⑨平成23年２月24日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県横浜市南区宿町三丁目56番地２　株式会社旅ツアー　代表取締役　李英善

Ｂ　①万葉倶楽部株式会社　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３－870号　④万葉倶楽部株式会社　神奈川県小田原市栄町１－５－14　代表取締役　高橋弘　⑤伊豆観光インフォメーションセンター　神奈川県横浜市中区新港２－７－１　⑥平成18年２月１日　⑧平成23年１月31日　⑩300万円　⑪神奈川県知事　⑫神奈川県小田原市栄町１－５－14　万葉倶楽部株式会社　代表取締役　高橋弘

Ｂ　①夜野ツアーサービス　②第３種旅行業　③滋賀県知事登録旅行業第３－191号　④夜野ツアーサービス　滋賀県近江八幡市孫平治町二丁目４番地　夜野文夫　⑤本店　滋賀県近江八幡市孫平治町二丁目４番地　⑥平成15年４月14日　⑧平成22年12月31日　⑩300万円　⑪滋賀県知事　⑫滋賀県近江八幡市孫平治町二丁目４番地　夜野ツアーサービス　夜野文夫

Ｂ　①ＡＱＴ－ＪＡＰＡＮ　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2487号　④株式会社ＡＱＴ　大阪府富田林市高辺台一丁目16番２号　代表取締役　板東純子　⑤本社営業所　大阪府富田林市高辺台一丁目16番２号　⑥平成21年１月５日　⑧平成23年３月３日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府富田林市高辺台一丁目16番２号　株式会社ＡＱＴ　代表取締役　板東純子

Ｂ　①株式会社ＫＣひまわり　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2373号　④株式会社ＫＣひまわり　大阪市浪速区敷津西２丁目10番12号　代表取締役　上田節子　⑤本社営業所　大阪市浪速区敷津西２丁目10番12号　⑥平成18年６月22日　⑧平成23年３月４日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市浪速区敷津西２丁目10番12号　株式会社ＫＣひまわり　代表取締役　上田節子

Ｂ　①あおぞらツーリスト　②第３種旅行業　③香川県知事登録旅行業第３－205号　④あおぞらツーリスト　香川県高松市鬼無町佐藤133－４　大籔康博　⑤本社営業所　香川県高松市鬼無町佐藤133－４　⑥平成13年３月22日　⑧平成23年３月16日　⑩300万円　⑪香川県知事　⑫香川県高松市鬼無町佐藤133－４　あおぞらツーリスト　大籔康博

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 23 年４月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社本庄読売観光　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２－729号　④株式会社本庄読売観光　本庄市本庄一丁目１番26号　代表取締役　辻正寿　⑤本社営業所　本庄市本庄一丁目１番26号　⑥平成８年４月９日　⑦平成23年２月28日　⑧220万円　⑨1100万円